

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月27日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
【電話番号】	06(6569)0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 敏規
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井6丁目26番3号
【電話番号】	03(6404)0800
【事務連絡者氏名】	総務・人事部 東京総務グループ長 岩本 浩
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井6丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成25年6月25日開催の当社第116回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金2円の期末配当を実施する。

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、平成25年10月1日を効力発生日として、5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を20億株から4億株にするとともに、単元株式数を500株から100株にするため、定款の一部について所要の変更を行う。なお、本定款一部変更の効力は第2号議案に係る株式併合の効力発生日に生じることとする。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、古川実、谷所敬、松分久雄、森方正之、安保公資、清水徹、小橋互、橋川真幸、吉岡徹および伊東千秋の10名を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、八木誠を選任する。

第6号議案 補欠の監査役1名選任の件

社外監査役の補欠の監査役として、山田俊介を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成比率	決議結果
第1号議案	1,029,937個	6,080個	21個	98.72%	可決
第2号議案	1,026,619個	9,385個	28個	98.41%	可決
第3号議案	1,025,583個	10,381個	28個	98.31%	可決
第4号議案					
古川 実	997,863個	38,086個	28個	95.65%	可決
谷所 敬	1,017,730個	18,239個	28個	97.55%	可決
松分 久雄	1,017,775個	18,194個	28個	97.56%	可決
森方 正之	1,017,665個	18,304個	28個	97.55%	可決
安保 公資	1,017,697個	18,272個	28個	97.55%	可決
清水 徹	1,017,810個	18,159個	28個	97.56%	可決
小橋 互	1,017,825個	18,144個	28個	97.56%	可決
橋川 真幸	1,026,971個	8,998個	28個	98.44%	可決
吉岡 徹	1,027,803個	8,166個	28個	98.52%	可決
伊東 千秋	1,027,329個	8,640個	28個	98.47%	可決
第5号議案					
八木 誠	1,008,688個	27,319個	28個	96.69%	可決
第6号議案					
山田 俊介	1,030,217個	5,793個	28個	98.75%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

- ・ 第1号議案  
出席した株主の議決権の過半数の賛成
  - ・ 第2号議案および第3号議案  
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
  - ・ 第4号議案、第5号議案および第6号議案  
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
2. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は1,562,570個であります。
3. 賛成比率は、出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分）に対する割合であります。なお、比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以上